

【見直し案】

障害のある人もない人も共に学び共に生きる
社会を目指す小金井市条例逐条解説



令和9年4月
小金井市地域自立支援協議会 編
小金井市福祉保健部自立生活支援課

はじめに

この逐条解説は、平成30年10月1日に施行された「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」（最終改正：令和9年4月1日）を、適正に運用するための指針となるよう定めたものです。

条例は、前文にあるように「障害者の権利に関する条約」や「日本国憲法」の基本的人権条項を拠りどころとし、1条の目的にあるように「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨にのっとり制定・施行されました。

そのため、各条文は、上記の法規等を参考にして作られていますが、その参考内容については各条における個別の引用を控え、必要な場合には、巻末に資料としてまとめ記載しました。

この逐条解説が、条例の適正な運用に寄与できることを願っています。

注記：「しょうがい」の表記については、「障害」、「障がい」、「障碍」など様々な議論があるところですが、この逐条解説においては、条例上の表記と合わせ、「障害」としています。

凡 例

本逐条解説で【 】のように略称する条約または法律名等の正式名称は、以下の通りです。

- 1 【権利条約】 障害者の権利に関する条約
- 2 【基本法】 障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号、最終改正平成25年6月26日法律第65号）
- 3 【差別解消法】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- 4 【虐待防止法】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号、最終改正平成24年8月22日法律第67号）
- 5 【バリアフリー法】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、最終改正平成26年法律第6月13日法律第69号）
- 6 【基本方針】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）
- 7 【難病医療法】 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号、最終改正平成26年6月13日法律第69号）
- 8 【小金井市条例】 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号）
- 9 【都条例】 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）
- 10 【改正法】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）

目次

前文	3	第11条	20
第1条	4	第12条	21
第2条	5	第13条	22
第3条	11	第14条	24
第4条	12	第15条	25
第5条	13	第16条	26
第6条	13	第17条	27
第7条	13	第18条	28
第8条	14	第19条	28
第9条	14	付則〔平成30年10月1日〕	28
第10条	19	付則〔令和4年4月1日〕	29
		付則〔令和9年4月1日〕	30
逐条解説巻末参考資料1 関係例規	31		
障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例 施行規則	31		
逐条解説巻末参考資料2 関連法令等	44		
前文	44	第10条	62
第1条	45	第11条	63
第2条	46	第12条	64
第3条	47	第13条	66
第4条	48	第14条	66
第5条	51	第15条	67
第6条	51	第16条	67
第7条	52	第17条	68
第8条	53	第18条	69
第9条	55		

前文

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

解説

1 趣旨

前文は、小金井市条例の制定の背景と考え方を述べたものです。小金井市及び小金井市民の皆さんが、障害のある人も、障害のない人も地域の中で一緒に話し合っ

て共に協力し合う街づくりを目指していきましょと、呼びかけています。

2 小金井市条例が制定された背景

小金井市条例が制定された背景には、権利条約が国連で採択され、その後わが国でも国内法の整備が進み差別解消法が制定されたことがあります。

これらの法令が小金井市民に浸透するためにも、市民条例を制定することが大切と考え、小金井市条例案を小金井市地域自立支援協議会で発議、検討し、小金井市が協議会の意見を踏まえ小金井市議会に上程、審議を経て、小金井市条例が可決成立されました。そして、小金井市条例は、平成30年10月1日に施行されました。

3 小金井市条例制定前の小金井市の取り組み

小金井市では、小金井市条例を制定する前にも「市民憲章」やいくつかの宣言・条例で、婦人、高齢者及び子供を守る小金井市であることを表明してきています。

具体的には、昭和54年に制定された「小金井市民憲章」・「小金井市高齢者憲章」(平成6年制定)・「男女平等都市宣言」(平成8年制定)・「小金井市子どもの権利に関する条例」(平成21年)・「いじめのないまち小金井宣言」(平成24年)等があります。内容等詳しくは小金井市ホームページ例規集をご参照ください。

4 小金井市条例に込められた思い

上記3記載のような取り組みをしてきた小金井市だからこそ、積極的に、障害のある人も一緒にやさしく包み込んだ街づくりや市民生活、そして市民行政がさらに前進することを願わずにはられません。

今の社会を考える時、誰もが病気や怪我等により社会参加が困難な場面に直面する可能性も否定できません。そんな時代だからこそ、障害のある人もない人も同様の社会生活を送ることができる社会でありたいと思います。小金井市条例は、平和で互いに思いやり、一人一人を大切にしたい社会を形成できる事を目指し採択されたものです。同じ障害のある人たちでも一人一人に個性があり違いがあります。それは誰でも同じように個性を持っています。むしろ乳幼児から高齢者まで様々な配慮を必要とする人が存在します。そうした人達と共に安心して暮らせる街づくりが必要と考えています。市内のバリアフリーを進めるためにはどうしたら良いのでしょうか?「お互い様」の心を持ち、譲り合ったり、手を貸したりができる心のバリアフリーの実現を目指して、私たち小金井市民は、権利条約の心を受け止めた小金井市にするために共に力を出し合いましょ。小金井市条例は、このようなことを高らかに宣言するものです。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

解説

本条は、小金井市条例の制定目的を明らかにしたもので、条例を解釈し、運用する指針となるものです。

小金井市条例に定める内容は、①障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組についての基本理念を定めること、②小金井市及び市民の役割を明らかにすること、③障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進することです。

①～③を通じて小金井市も、「市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

解説

本条は、小金井市条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた規定です。

- (1) 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

解説

本号は、小金井市条例における「障害者」の定義を明らかにしたものです。基本的には差別解消法第2条1号と同趣旨の規定ですが、以下の点を補足します。

1 障害についての考え方

旧来、障害は、個人の心身機能によって生じるものであるという「医学モデル（個人モデル）」で考えられていましたが、2006年に国際連合で採択された権利条約において、障害は、機能障害のある人とその人に対する態度及び環境による障壁との相互作用によって生じるものであるという「社会モデル」の考え方が示されました。差別解消法における「障害者」定義は、この概念を踏まえたものとなっています。

また、2001年にWHO総会で採択されたICF（国際生活機能分類）においては、障害は、心身機能、活動、参加のいずれかを過大視することなく、背景因子としての環境因子（物的環境、人的環境、社会制度等）や個人因子（年齢、性別、価値観等）も含めた相互作用によるものであるという「ICFモデル」で考えられています。

小金井市条例においては、これらの考え方を踏まえて定義しています。

2 手帳等の有無について

差別解消法で対象としている「障害者」は、障害者手帳の所持者に限定されるものではありません。小金井市条例においても、身体障害者手帳・愛の手帳（東京都）・精神障害者保健福祉手帳等の障害者手帳や「難治性疾患」等の特定の医療を受けていることを証する医療受給者証や医療券が無くても、障害者の定義にあてはまる人はすべて対象となります。

3 「高次脳機能障害」とは

「高次脳機能障害」とは、病気や事故等で脳が損傷することにより、考えることや記憶すること、言葉に表現すること、注意を持続することなどが難しくなる障害のことです。差別解消法の対象となる障害としては、精神障害に含まれているとされていますが、外見からはわかりにくく、見えない障害とも言われていることから、個別に明記したものです。

4 「難治性疾患」とは

小金井市条例の条文では、障害者の定義の中に、差別解消法では明示されていない「難治性疾患」も明記しています。この「難治性疾患」とは、国が指定する難病その他の治療が困難な疾患をいいます。これは、難病と指定されていないものの現段階では治療方法が見つからず多くの困難を抱えている患者さんがいることを意識したものです。

5 「継続的」と「断続的」又は「周期的」とは

差別解消法の定義では「継続的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを障害者としているところ、小金井市条例の条文では、「継続的」に加えて「断続的」又は「周期的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものも障害者の定義に含めています。

「継続的」とは、常に何らかの症状が出ている状態を指し、「断続的」とは、症状が出たり出なかったりする状態、また、「周期的」とは、一定期間を置いて症状が繰り返される状態を指します。国会審議において、「継続的」には、断続的なもの、周期的なものも含まれるとの内閣府の答弁がありますが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかったりする状態や繰り返し出る状態」とを分かりやすくするため、小金井市条例では、「継続的」だけでなく、「断続的」又は「周期的」であっても「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にあるものも障害者として定義しています。

6 障害者の支援に当たっての留意点

権利条約前文には、締約国が協定するにあたり留意することの一つに、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮することが謳われています。

特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意すべきです。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

解説

本号は、小金井市条例における「社会的障壁」の定義を明らかにしたものです。

「社会的障壁」とは、社会が障害のない者を中心として構築された結果、障害のある人が社会生活を営む上で、妨げとなっていること（物や建造物などのハード面のみならず、障害のない者を前提として形作られているルールや常識、慣行などのあらゆるもの）を意味しています。

(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。

解説

1 趣旨・意義

本号は、小金井市条例における「不当な差別的取扱い」の定義を明らかにしたものです。

権利条約第2条で定義されている「障害に基づく差別」の考え方を基本としていますが、小金井市条例では、障害そのものを理由とするものだけでなく、障害に関連することを理由とするものも不当な差別的取扱いに含めていることから、「障害又は障害に関連することを理由として行われる」としています。また、障害者と障害者でない者を区別した取扱いでも、事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置や、障害者を障害者と比べて優遇する取扱いは含まないことから「不当な差別的」としています。

2 関連差別について

「関連差別」とは、例えば車椅子の利用を理由とする入店の拒否（下肢の障害を直接の理由とはしていない）や、盲導犬同伴を理由とするタクシーの乗車拒否（視覚障害を直接の理由とはしていない）など、障害を明示した基準によらなくとも、実質的に障害を基準にして障害者と障害者でない者を区別して取り扱うことを指します。

3 間接差別について

小金井市条例では、外形的には中立の基準、規則、慣行ではあっても、それが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる場合も不当な差別的取扱いに含めています。これは、例えばマイカー通勤禁止を定める規則があるために、結果として公共交通機関の利用が困難な社員が退職を余儀なくされる場合などです。

(4) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

解説

1 趣旨・意義

本号は、小金井市条例における「合理的な配慮」の定義を明らかにしたものです。

「合理的な配慮」とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

そのため、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものといえます。

2 意思の表明について

差別解消法第7条2項及び同法第8条2項では、障害者に対する合理的配慮提供義務が生じる要件として「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」と定めています。

しかしながら、重度の障害者で意思の表明が困難である場合もあります。そこで、小金井市条例では、障害者から明示の意思表示がなかった場合でも、障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合には、合理的な配慮が提供されるべきであることを明確にする趣旨で「意思の表明があった場合」とは規定しませんでした。

3 「障害者の求めに応じて」について

前述のように、合理的な配慮は、障害者から明示的に意思表示がなかった場合であっても、障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合には、提供されるべきです。

しかしながら、このような場合には、障害者のニーズに的確に応えた配慮を提供する必要があります。

そこで、合理的な配慮を提供する場合には、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応えた配慮を提供すべきであるということを明確にするために、「障害者の求めに応じて」と表記しています。

また、本人の意思表示が困難で、明確に伝わらない場合においては、家族や支援者が代弁して伝えることで調整を図る必要があります。

4 合理的な配慮の内容を確定するためのプロセスについて

基本方針第2・3（1）イでは、合理的な配慮の内容を確定するためのプロセスについて、「代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる」ことを求めています。

小金井市条例においても、代替措置の選択も含め、当事者双方が充分に建設的対話を実施するプロセスを経ることで、より良い解決方法を作り出すことを求めています。

5 過重な負担とは

権利条約では、「合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」（権利条約第2条）とされています。

小金井市条例においても、権利条約同様、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものについては、例外的に、合理的配慮から除くこととしています。

基本方針において、過重な負担か否かを判断する際の要素として、①事務・事業への影響の程度 ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）③費用・負担の程度 ④事務・事業規模 ⑤財政・財務状況が例示されていますが、小金井市条例においても、同様の要素を考慮して過重な負担か否かを判断することになります。

過重な負担については、個別の事案ごとに、上記の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが求められます。

(5) 差別 障害者に対し、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。

解説

1 意義・趣旨

本号は、「差別」を定義したものです。

差別解消法では、「差別」は明示的に定義されていませんが、「不当な差別的取扱い」（差別解消法第7条1項、同法第8条1項）をしてはならないと規定し、合理的配慮の提供義務についても規定しています（差別解消法第7条2項、同法第8条2項）。

小金井市条例では、差別解消法とは異なり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすること及び合理的な配慮を行わないことに加え、障害を理由として不当な差別的取扱いを「しようとする事」とも「差別」であるとしています。不当な差別的取扱いを「しようとする事」とは、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いを受ける蓋然性があることをいいます。

(6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為、経済的な不利益を生じさせる等の行為をすることをいう。

解説

虐待防止法において、虐待の類型として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待の5つの類型の虐待が規定されています。

小金井市条例における虐待の定義は、虐待防止法と同趣旨ですが、障害を理由としてしばしば見られるものについて例示列挙をすることで定義をしています。

なお、「心理的な暴力」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされる威嚇や暴言等をいい、「心理的な外傷を与える言動」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされたものではなくても、結果として心理的ダメージを与えることとなる言動をいいます。

(7) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

解説

小金井市条例が目指し、望むべき姿として挙げているのが、この共生社会です。

前文にもあるように「私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。」と述べています。

その定義としては、「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」であることを定義し、条例名称である「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」を目指すことを目標にしています。

そして、小金井市ではこれまで市民のための様々な権利や人権を守るための憲章や条例を制定してきました。こうした考え方をより多くの市民に浸透させていくことで、誰もが安心し、互いに尊重し合える小金井市にしていきたいと考えています。

(基本理念)

- 第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。
- 2 障害者に対する差別をなくすための取組は、障害者が自ら意思を決定することを尊重することを原則とし、意思決定に必要な可能な限りの支援のもと行わなければならない。
- 3 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。
- 4 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

解説

本条は、小金井市条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際に拠り所とすべき基本的な考え方を示したものです。

障害のある人は、本人の意向とは関係のない施設や病院への入所等、社会参加したくても十分にはできないような環境に歴史的に置かれてきました。

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が自らの意思により社会参加していくことができ、障害のない人もそれを身近な問題として捉え、十分に理解し協力できるよう、共に学びながら共に生きていける社会です。

その先には「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」があり、小金井市条例第2条第6号で定義した、共生社会の実現につながっていきます。

これを実現するためには、障害を、障害のある人だけの問題としてではなく、すべての人の問題として認識することが重要です。互いの違いを理解し、互いに尊重していくことが重要です。

互いの違いを理解し、互いに尊重するにあたっては、本人の意思の確認が重要です。自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対しては、可能な限り支援を行い、支援を尽くしても本人の意思が確認できない場合には、親族その他の関係者が協議して本人の最善の利益を検討します。このような支援は、一般に「意思決定支援」と言われています。

差別の多くは、障害に関する誤解、偏見その他の理解の不足から起こるものです。そのため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めることが必要です。

(市の責務)

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

解説

本条は、小金井市の責務として、差別解消法等の趣旨や小金井市条例の基本理念にのっとり、障害者の差別解消のための必要な施策をしなければならないことを定めた規定です。

差別解消法には、第3条に国及び地方公共団体の責務が規定されており、義務規定となっているほか、第15条には障害を理由とする差別を解消するための支援措置として啓発活動についての規定がされています。

小金井市としても、小金井市条例の策定を契機に、まずは、身近なところから啓発活動を進めていきたいと考えています。

また、小金井市の「障害者計画」「障害福祉計画」等の策定にあたり、様々な支援策や条件整備等についての施策を検討し、計画的に実現できるように進めていきます。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

解説

本条は、市民及び事業者の責務を規定しているものです。

小金井市条例がめざす共生社会は、小金井市の取組だけで実現できるものではありません。小金井市と事業者が小金井市条例に基づく施策を実施していくに当たっては、すべての市民や事業者の理解と協力が必要となります。

本条の規定は、市民と事業者に対し、障害に対する理解を促進し、障害者への差別をなくすための取組に協力を求めているものです。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

解説

本条は、差別の禁止について定めたもので、障害者基本法第4条1項及び同条2項と同趣旨の規定です。

差別の禁止は、小金井市条例の基本原則となる考え方です。

(虐待の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

解説

本条は、虐待の禁止について定めたもので、虐待防止法第3条と同趣旨の規定です。小金井市条例のもとでは、差別と虐待が表裏一体の関係にあると考えられ、重要なことであることから、差別解消のための条例ですが、小金井市条例第6条とは別に規定されました。

虐待事案の対応は、虐待防止法及び小金井市障害者虐待防止事業実施要綱（平成24年10月1日制定）により対応することになります。

ただし、虐待事案に関する相談について、小金井市条例の特定相談（小金井市条例第13条の解説参照）の対象から除外する趣旨ではありません。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

解説

本条は、「差別」の類型の一つである「不当な差別的取扱いの禁止」について、具体的に定めた規定です。障害者当事者だけでなく、その家族も不当な差別的取扱いを受けることがあるため、家族に対する不当な差別的取扱いも禁止しています。

不当な差別的取扱いとは、障害者を、同じ状況にある障害者でない者より不利に扱うことを指しています。「不当な差別的取扱い」に相当しないのは、その取扱いが、客観的に正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。それに相当するかどうかは、その事案ごとに、権利利益の保護等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。詳細は、内閣府の基本方針で示されている「正当な理由の判断の視点」を参照してください。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- (10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (11) 選挙等を行うとき。
- (12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (13) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

解説

1 第1項

本項は、小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供について定めた規定です。小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供を法的な義務として規定しています。事業者による合理的な配慮の提供については、小金井市条例制定時は努力義務としていましたが、平成30年10月1日に施行された都条例（第7条第2項）、令和3年5月に改正された差別解消法（令和3年6月4日公布、令和6年4月1日施行）において義務化されていることに伴い、同様の扱いとしました。

合理的な配慮の提供は、第2条の定義規定において「障害者の求めに応じて」と定めており、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応じて提供されるべきですが、さらに個別の状況にも応じた適切な配慮が必要であることから、「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」と明記しています。

また、地域生活において、合理的な配慮の例示が必要と考えられるそれぞれの生活場面についての規定をしています。

その実施にあたっては、小金井市条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当事者のニーズを尊重し、それぞれの障害に応じて工夫する必要があります。

（1）保育、教育及び療育の実施をするとき。

解説

本号は、保育、教育及び療育に関する合理的な配慮について規定したものです。

子どもは、障害のあるなしに関わらず、共に生き、共に育ち合う場にいることを基本とする取り組みが大切です。

保育、教育及び療育においては、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「支援・指導・訓練・教育の対象となる事項」の見極めが難しい場合も少なくありません。個別支援計画にもとづき、より具体的に合理的配慮の提供を行い（日常生活や社会生活に参加する）発達を促す支援に繋げていくことが求められます。

そのためには支援者（保育士や教員等関係する職員）と保護者、本人との十分な話し合いとアセスメントの実施等により適切な発達課題等を明らかにする等、当事者や家族との合意形成を図り、環境や支援体制等も含めて、調整し支援を進めていくことが重要です。

（2）居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき

解説

本号は、住居に関する合理的な配慮について規定したものです。

憲法第22条において、何人も公共の福祉に反しない限り居住移転の自由が保障されています。ところが、障害のある人は、障害への理解不足やその人がもつ心身機能への誤解と偏見から、自らが希望する場所で暮らすことが困難となっているのが現状です。

また、国の施策としても障害者支援施設や病院等から地域生活への移行や自立した生活を営む環境整備を図ることが求められています。

本号は、障害を理由として住居の確保が困難になることを防ぐ規定となっています。小金井市としては、より多く市民や事業者の理解と協力とともに進めます。

（3）就労に係る相談及び支援を行うとき。

解説

本号は、雇用に関する合理的な配慮について規定したものです。

障害のある人は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせません。

地域での就労を実現するためには、多くの人の理解と協力が求められ、個々の障害者の状況に応じ、労働環境や労働条件など工夫することによって、持続可能な就労を実現していく必要があります。

そのためには、生活支援を含めた、様々な機関による連携した支援と情報共有がとて重要で

（4）意思疎通を図るに当たり、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。

解説

本号は、障害者との意思疎通に関する合理的な配慮について定めるとともに、情報通信の技術を利用して環境の整備を行っていくことを規定しています。

情報通信技術の進歩と革新は著しいものがあります。これらの技術を有効活用し、個々の障害者の状況に応じた意思疎通の方法を模索する必要があります。

また、新たなシステムを構築する際には、障害者の意見を取り入れることで、障害者にとっても利用しやすいシステムを作る必要があります。

コミュニケーションの伝達手段としては、障害特性に応じた点字・手話・文字カード等も含め多様な手段と方法で互いに工夫しながら進めていくことが大切です。

(5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。

解説

本号は、行事の開催に関する障害者への情報保障について規定したものです。

障害のある人の情報へのアクセスが、障害のない人と同等に保障されるためには、情報を提供する側が障害のある人それぞれの特性を理解し、その特性に応じた配慮を提供することが必要になります。

障害の多様性に配慮した伝達方法について、互いに相談し合いながらより良い伝達方法を確立していくことが大切です。

(6) 移動の支援を行うとき。

解説

本号は、移動の支援に関する合理的な配慮について規定したものです。

障害のある人の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で、移動を支援する福祉サービスは重要です。必要な時に必要な支援を受けられるための支援事業所の充実が求められます。

現行の様々なサービス(移動支援・同行援護・行動援護・福祉タクシー等々)を有効に活用し、支援を受けやすくする仕組みと制度の活用が大切になります。

(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。

解説

本号は、バリアフリー法に基づき、道路、建物その他の施設について、建設・改修・維持管理に関わって、障害のある人やその家族が安全に、安心して利用できるようにしていくための合理的配慮を行うことについて規定したものです。

(8) サービスを提供するとき。

解説

本号は、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときを規定したものです。

例えば、意思決定に際して、支援者のみに話しかけて本人の意思を確認するのを怠りがちですが、そのようなときは、本人の意思確認をすべきです。

本人との対話や意思確認の方法については、工夫が求められます。

(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。

解説

本号は非常災害時の要支援者リストの作成など、障害のある人や家族の協力のもと、様々な組織と連携を図りながら、安全に避難誘導や避難所での生活が行えるよう規定したものです。

小金井市の防災計画として障害者にも配慮した避難所の運営や障害者でも利用しやすい福祉避難所の開設をおこなうことで、個々の障害の状況に応じた避難行動や安全確保とその後の支援が継続できるようにしていく必要があります。

また、当事者の方々や家族の方にも、ヘルプカードや災害キットなどの積極的な活用を進めていくとともに、災害ハンドブックの作成と普及にも努めていきます。

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

解説

本号は、医療やリハビリテーションに関する合理的な配慮について規定したものです。

医療やリハビリテーションの提供を受けることは、障害のある人が日常生活等を営む上で重要なことです。また、医療やリハビリテーションは、自立した生活と社会参加を促進するためにも適切に提供されることが重要です。

障害のある人が、生き生きと安心して生活を送ることができるよう、適切な支援が求められます。

(11) 選挙等を行うとき。

解説

本号は、参政権に関する合理的な配慮について規定したものです。

権利条約では、政治的及び公的活動への参加に関し、「障害者が、直接に、又は自由を選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保することを求めています。（権利条約第29条）

障害のある人が、円滑に投票できるよう、障害の特性や状況に応じた配慮が大切です。

(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

解説

本号は、雇用に関する合理的な配慮について規定したものです。

障害のある人が自立した地域生活を送るためには、障害のない人と同様に、雇用の機会が確保されることが必要です。

(13) その他社会的障壁が生じているとき。

解説

本号は、12号まででは、規定していない分野で社会的障壁が生じている場合に、合理的な配慮をすべきであることを包括的に規定したものです。

2 第2項

本項は、市民に対し、合理的な配慮を提供する努力義務を課したものです。

努力義務ではありますが、合理的な配慮の提供は、市及び事業者が提供する場合と同様に、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応じて提供されるべきであり、さらに、その人の性別、年齢、障害の状態等に応じた適切な配慮が必要となります。

3 第3項

本項は、市民及び事業者が、合理的な配慮の提供を容易に行うことができるよう、市が必要な支援を行うことを定めた規定です。

事業者による合理的な配慮の提供について義務化したことに伴い、市としても、情報・機会の提供や経済的負担の軽減など、必要な支援を行います。

(情報伝達)

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

2 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

解説

1 第1項

本項は、市として積極的に、様々な障害に対応したコミュニケーション手段を準備し対応できるようにするとともに市内事業者や市民も互いに積極的に関わりが持てるようコミュニケーションツールの普及や利用啓発事業に取り組むことを約束しています。

障害者、一人一人によってコミュニケーションの取り方や配慮の仕方が異なる場合があります。個々の障害のある人に応じたコミュニケーション手段で、対応出来るのが望ましいことです。

そのためにはコミュニケーション手段のツール等の普及が欠かせません。スマホやタブレット端末のソフトの活用、コミュニケーションボードの普及やホワイトボードやノートでの筆談等、それぞれの場所や場面で工夫することが必要になります。

そのための方法やツールの普及や広報活動が重要になります。

2 第2項

本項は、手話言語について規定したものです。

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする方が自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。権利条約では、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され（権利条約第2条）、基本法では、「言語」に「手話を含む」とされており（基本法第3条第3号）、都条例では、言語としての手話の普及について規定しています（都条例第16条）。

小金井市条例では、これらのことを踏まえ、手話が、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めることを規定しています。

(相互理解の促進)

第11条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

解説

1 第1項

本項は、相互理解の促進について規定したものです。

障害のある人への誤解や差別、偏見が生じる要因のひとつとして、障害への理解の不足があげられます。市民からの声のうち、「障害のある人に対する接し方がわからない」等は、その代表的なものであり、障害を理解していないがゆえに、自らの固定化したイメージが先行し、ここから誤解や差別、偏見が生まれてくるのです。

障害についての正しい理解や個々の障害者への理解が進めば、誤解や偏見は取り除かれ共生社会の実現に向け前進していくものと考えます。

そのために、市が積極的に市民及び事業者に対しての啓発活動などを推進していくと共に市民や市内事業者と連携を図り、理解を深め、進めるための活動を進めていくことが求められているのです。

2 第2項

本項は、市長と教育委員会の連携についての規定です。

共生社会の実現には、障害と障害者に関する正しい理解を深めるための教育がどうしても重要で、その実施には、市長部局と教育委員会の関係各課による連携が必要です。

次条で規定する教育に関する施策についても、相互に連携を図ります。

(教育)

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講じ、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

解説

本条は、教育に関する規定を定めたものです。

1 第1項

本項は、小金井市条例の題名中の「共に学び」にもあるとおり、全ての子どもの育ちにおいて、多様な他者との関わりや、関係の作り方を学ぶ機会を作ることの規定です。

生活体験を共にすること、経験を豊かにしていくことで、自己を知り他者を知る機会を増やしていくことなどです。

すなわち、共に育ち合うという体験をすることは相互理解を深めるためにも必要不可欠なものであり、そのために、教育はとても重要な役割を担っています。

障害があってもなくても、共に育ちあうように工夫すると定めたものです。

「個々に応じた教育及び療育」とは、別の教育・療育を受けるということではなく、個々にある特性等に対して、それに応じた教育・療育を行うという考え方を規定しています。

その子の育ちを見ながら、その時点で何が一番必要なのかを考えていくことこそが合理的配慮と言えます。本人、家族、教育関係者による丁寧で建設的な対話により方法を作り上げていくことが大切です。

2 第2項

本項は、障害の理解と研修を進めるための規定です。

教育を推進するにあたっては、その指導者及び学校関係者や運営に関わる職員の研修が欠かせません。

児童・生徒が、共生社会についての正しい知識を身につけていくよう教育を進めるためにも、教育を担う人材に対しての研修の充実を図るよう規定しています。

障害への理解はもとより、「社会的障壁」とは何か?についても学び、大人も子供も正しい知識と正しい理解を深め考える活動(教育)の推進を進めていくことが重要です。

そして、個々の特性や実態に配慮した教育活動(個別の支援計画等)が進められることが必要になります。個々の特性に合わせ柔軟な支援と指導が進められるよう研修を充実させていきます。

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

解説

本条は、市が実施する障害を理由とする差別に関する相談(以下では「特定相談」といいます。)について定めた条文です。一般の相談とは別に、障害を理由とする差別に関する特定の相談として受付・対応していますが、相談しやすいよう「障害」や「差別」といった言葉は用いずに、「特定相談」という名称にしています。

小金井市内で発生した事案については、小金井市民(在住・在勤)以外の人からの相談にも応じるようにします。

なお、差別に関する相談については、東京都の相談機関に相談することもできます。

1 第1項

本項は、特定相談をすることができる者についての規定です。

「障害のある人及びその関係者」は、市又は市の委託相談機関等に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができます。

「その関係者」とは、後見人や保護者、家族はもちろんのこと、親しい隣人、友人、勤務先の前僚などのように日常生活又は社会生活において当該障害のある人とかわりのある者のほか、事業者も含まれています。

2 第2項

本項は特定相談に関する業務について定めています。

(1) 「必要な助言及び情報提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、特定相談を行った者に対して、相談内容の解決のために助言及び情報提供を行うことです。

(2) 「特定相談に係る関係者間の調整」とは、相談内容によっては、特定相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを業務として規定しています。

(3) 「関係行政機関への紹介」とは、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を紹介することを業務として規定しています。

法律相談や訴訟手続に関する事項については、東京三弁護士会多摩支部の法律相談センターや、日本司法支援センター（いわゆる「法テラス」）等を紹介することもあります。（法テラスとは、国民がどこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された機関のことです。）

(4) 「次条の申立てに関する援助」とは、相談内容によっては、本人と建設的対話を積み重ねた上で、助言・あっせんの申し立てを援助することです。

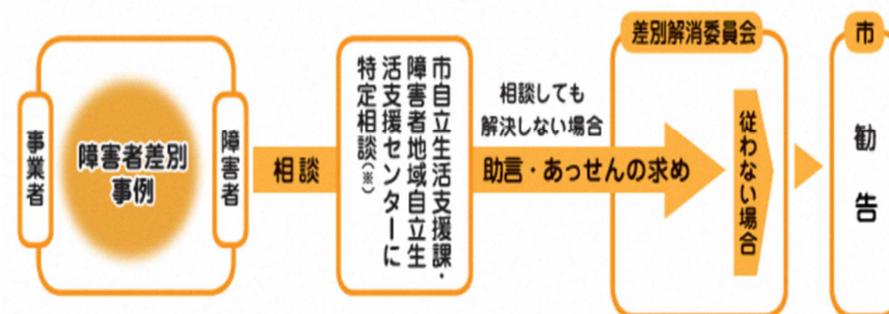
3 第3項

本項は、特定相談の事務を市だけでなく、基幹相談支援センターも行えることを規定しています。

4 第4項

本項は守秘義務について定めたものです。

差別解消の相談の流れ



(助言又はあっせんの申立て)

第14条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申し立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申し立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申し立てをすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申し立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申し立てをすることができるものであるとき。

(2) 前2項の申し立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申し立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申し立ては、取り下げられたものとみなす。

解説

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てに関する規定です。

「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことを指します。

小金井市条例では「助言」と「あっせん」案に基づき、当事者双方を含めた建設的な対話を進めることにより、解決されることを目指しています。

「審査請求その他の不服申立て」とは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による審査請求、再審査請求など行政庁の行政処分に対して不服のある者が、法律の手続きに従って関係行政庁に対して行うことをいいます。

（対象事案の調査）

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

解説

本条は、対象事案の調査について規定しています。

対象事案の調査のためには、市と基幹相談支援センターとは緊密に連携を図ることとしています。

調査に当たっては十分な聞き取りを行うとともに事案の対象者（事業所もしくは関係者）に対しても調査に応じて協力することを求めています。

もし、事案対象者が調査に応じない場合には市長の権限で調査に応じ、協力するよう勧告することができることとしています。

1 第1項

本項は、調査及び基幹相談支援センターとの連携についての規定です。

ア 事案の解決に当たって

市長に対して、助言・あっせんの申立てがあった場合、事案の解決に当たり、事実関係を解明する必要があることから、市長は市が設置する基幹相談支援センターと連携して事実関係について調査できることを規定するとともに、調査の対象者に協力義務を課しています。

イ 調査について

「調査」は、相手方の協力に基づき、事情を聞いたり、状況を確認したりするなど、自立支援協議会が意見を出すために必要な情報を収集する活動のことです。

「調査」には、無断で住居に立ち入る活動や、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれません。

なお、正当な理由なく、この調査に協力しない場合は、小金井市条例第13条2項の規定により、市長は調査に協力するよう勧告することになっています。

ウ 「正当な理由がある場合」について

「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、医師、弁護士等が職務上知り得た秘密について職務上の守秘義務に基づき調査を拒否する場合、入院治療が必要な場合、又は災害、交通や通信の途絶等、調査対象者の責めによらない事情により調査に応じることができない場合をいいます。

2 第2項

本項は、調査を拒否した場合の措置についての規定です。

市長は、正当な理由なく第13条第1項の規定に基づく市長の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告します。なお、勧告は、書面により行います。

（助言及びあっせん）

第16条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。

2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

解説

本条は、差別に該当すると思われる事案を適切に解決するために必要な助言又はあっせんを行うことに関する規定です。

1 第1項

本項は、自立支援協議会へ助言、あっせんの意見を求める規定です。

市長に対して、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てがあった際に、この事実調査を行った結果、助言又はあっせんを行うか否かを判断するに当たって必要がある場合、市長から自立支援協議会へ意見を求めることにしています。

2 第2項

本項は、自立支援協議会で事実確認をするための規定です。

自立支援協議会が、助言又はあっせんを行うか否かの意見を適正に述べるためには、障害のある人及び関係者に対して、説明若しくは意見を聴き、資料の提出を求め事実確認することが求められています。

3 第3項

本項は、市長が、自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときに、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとするを定めた規定です。

(勧告)

第17条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

解説

本条は、勧告についての規定です。

前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長の権限で注意及び改善の勧告をすることができるとするものです。

なお、「正当な理由」とは、災害や長期入院など、差別をしたと認められる者が、あっせん（勧告）に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指します。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

解説

1 第1項

本項は、勧告に従わない者の公表についての規定です。

前条の規定により勧告を行った場合において、正当な理由なくその勧告に従わないときは、市長の権限で勧告の内容を公表することができるとするものです。

なお、「正当な理由」とは、前条同様、災害や長期入院など、勧告を受けた者が、勧告に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指します。

2 第2項

本項は、公表の手続きについての規定です。

前項の規定による公表は、慎重を期す必要があることから、公表の相手方に事前に通知し、意見を聴く機会を設けることとしています。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

解説

本条は、小金井市条例施行に当たり、各条文に基づいた、手続きの様式・書式や施行規則等を別途定めて運用することを規定したものです。具体的には、小金井市条例に基づく各種手続に必要な様式等を定めた、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例施行規則（令和4年規則第18号）などです。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

解説

小金井市条例（平成30年条例第28号）の付則を掲載しています。

付則1

小金井市条例は、平成30年10月1日から施行されました。

付則2

当時は、平成33年(令和3年)10月1日を目途に、小金井市条例の見直しを行うとし、見直しに当たっては、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえ検討することとしていました。

また、3年後の検討にあたっては自立支援協議会の意見を聞きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聞く機会を設け、その意見をもとに行うとしていました。

これらのことを踏まえ、令和3年度に自立支援協議会に作業部会を設置して検討を行い、令和4年4月1日に改正条例を施行しました。

付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (検討) 2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

解説

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（令和4年条例第7号）の付則を掲載しています。

付則1

改正後の小金井市条例は、平成4年4月1日から施行されました。

付則2

令和4年4月の改正は、小金井市条例制定時の付則の規定に基づき、小金井市条例の施行後3年が経過したことを機に、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえて検討したものです。ただし、その内容は、この条例の実効性の確保と、都条例や法改正との整合をはかることを目的とする、必要最低限の見直しにとどまっていた。

改正法は令和3年6月4日に公布されましたが、当時は公布の日から3年以内に施行するとされていたため、改正法の施行後あらためて見直すべきことや、当時見直せなかったことも含め、改正法施行後3年を目途として、あらためて小金井市条例の施行状況や国等の障害者施策の動向を踏まえ検討することとしていました。

また、その検討にあたっては小金井市地域自立支援協議会の意見を聞きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聴く機会を設け、その意見をもとに行うとしていました。

令和6年4月1日に改正法が施行されたことに伴い、令和7年度から令和8年度にかけて、小金井市地域自立支援協議会差別解消委員会で協議を重ね、2度目の見直しを行いました。

付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。 (検討) 2 市長は、この条例の3年後を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

解説

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（令和 年条例第 号）の付則を掲載しています。

付則1

改正後の小金井市条例は、令和 年 月 日から施行されました。

付則2

この条例の施行の状況及び社会情勢の推移等に応じた見直しは、継続的に行う必要があると考えます。見直しの時期については、差別解消法の制定付則に、同法の施行後3年を経過した場合において状況に応じた所要の見直しを行う旨が規定されていることに鑑み、この条例の施行後3年を目途にすることとします。

その検討にあたっては小金井市地域自立支援協議会の意見を聞きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聴く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。

【逐条解説卷末参考資料 1 関係例規】

(記載省略)

【逐条解説卷末参考資料 2 関連法令等】

(記載省略)

こがねいしちいきじりつしえんきょうぎかい
小金井市地域自立支援協議会
こがねいしふくしほけんぶじりつせいかつしえんか
小金井市福祉保健部自立生活支援課

でんわ
電話 042-387-9841・9842・9848

ちよくつう
(直通)

FAX 042-384-2524

Email s050299@koganei-shi.jp